



新潟県公報

平成20年
12月26日(金)
号外
第136号

目次

教育委員会

県立学校管理規則及び新潟県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正.....	1
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正.....	2
新潟県立学校の授業料等に関する規則の一部改正.....	5
新潟県立学校文書等取扱規程の一部改正.....	5

教育委員会

新潟県教育委員会規則第二十六号

県立学校管理規則及び新潟県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

新潟県教育委員会

県立学校管理規則及び新潟県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

(県立学校管理規則の一部改正)

第一条 県立学校管理規則(昭和三十二年新潟県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一 新潟県立鹿沼農業高等学校の項中

農業 経営	を	農業 経営	平成21年度から 募集停止
農業 機械		農業 機械	
造園 土木		造園 土木	
生活 科学		生活 科学	

に改め、同項の次に次のように加える。

新潟県立鹿沼南高等学校	鹿沼市みなみ町8番73号	全日制	男女	普通	普通
				農業	食料 生産
					環境 緑地
家庭	ライフ デザイン				

別表第一 栃木県立栗野高等学校の項中

普通		を	普通	平成21年度から 募集停止	に改める。
----	--	---	----	------------------	-------

(栃木県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第二条 栃木県立高等学校の通学区域に関する規則(平成五年栃木県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表第一 上都賀学区の項中「栃木県立鹿沼東高等学校」を「栃木県立鹿沼東高等学校 栃木県立鹿沼南高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

栃木県教育委員会規則第二十七号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

栃木県教育委員会

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年栃木県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一(第2条関係)

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1~4	3,900	4,200	8,400	13,500
	5~8	4,100	4,500	8,800	13,800
	9~12	4,200	4,700	9,100	14,100
	13~16	4,400	5,000	9,800	14,400
	17~20	4,700	5,200	10,100	14,800
	21~24	4,900	5,500	10,400	15,100
	25~28	5,100	5,800	10,700	15,300
	29~32	5,400	6,000	11,100	15,500
	33~36	5,600	6,200	11,400	15,800
	37~40	5,800	6,600	11,700	15,900
再任	41~44	6,100	7,100	11,900	15,900
	45~48	6,300	7,400	12,200	15,900
	49~52	6,600	7,700	12,600	
	53~56	6,800	8,300	12,900	
	57~60	7,000	8,600	13,200	
用職	61~64	7,200	8,900	13,500	
	65~68	7,400	9,600	13,700	
	69~72	7,700	9,900	14,000	

員 以	73~76	7,900	10,200	14,200	
	77~80	8,100	10,500	14,400	
外 の	81~84	8,200	10,800	14,600	
	85~88	8,400	11,100	14,800	
	89~92	8,500	11,400	14,900	
	93~96	8,700	11,600	15,100	
職 員	97~100	8,800	11,800	15,100	
	101~104	9,000	12,200		
	105~108	9,100	12,400		
	109~112	9,200	12,600		
	113~116	9,200	12,900		
	117~120	9,400	13,100		
	121~124	9,500	13,300		
	125~128	9,600	13,400		
	129~132		13,600		
	133~136		13,700		
	137~140		13,900		
	141~144		14,000		
	145~148		14,100		
	149		14,100		
再 任 用 職 員		6,300	7,700	10,100	12,900

別表第2 (第2条関係)

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職 員 の 区 分	職務の級 号給	1	2	3	4
		級	級	級	級
		円	円	円	円
	1~4	3,900	5,000	10,100	13,500
	5~8	4,100	5,200	10,400	13,800
	9~12	4,200	5,500	10,700	14,100
	13~16	4,400	5,800	11,100	14,400
	17~20	4,700	6,000	11,400	14,800
	21~24	4,900	6,200	11,700	15,100
	25~28	5,100	6,600	11,900	15,300
	29~32	5,400	7,100	12,200	15,500
	33~36	5,600	7,400	12,600	15,800
	37~40	5,800	7,700	12,900	15,900
	41~44	6,100	8,300	13,200	15,900

再 任	45~48	6,300	8,600	13,500	15,900
	49~52	6,600	8,900	13,700	
用 職	53~56	6,800	9,600	14,000	
	57~60	7,000	9,900	14,200	
員 以	61~64	7,200	10,200	14,400	
	65~68	7,400	10,500	14,600	
外 の	69~72	7,700	10,800	14,800	
	73~76	7,900	11,100	14,900	
職 員	77~80	8,100	11,400	15,100	
	81~84	8,200	11,600	15,100	
	85~88	8,400	11,800		
	89~92	8,500	12,200		
	93~96	8,700	12,400		
	97~100	8,800	12,600		
	101~104	9,000	12,900		
	105~108	9,100	13,100		
	109~112	9,200	13,300		
	113~116	9,200	13,400		
	117~120	9,400	13,600		
	121~124	9,500	13,700		
	125~128	9,600	13,900		
	129~132	9,700	14,000		
	133~136	9,800	14,100		
	137~140	9,900	14,100		
	141~144	9,900			
	145~148	10,100			
	149~152	10,200			
	153	10,300			
再 任 用 職 員		6,300	7,700	10,100	12,900

別表第3 (第2条関係)

特定業務任期付職員教育職給料表(2)の適用を受ける者

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
額	3,900円	4,200円	7,400円	11,800円

別表第4 (第2条関係)

特定業務任期付職員教育職給料表(1)の適用を受ける者

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級

額	3,900円	5,000円	8,800円	11,800円
---	--------	--------	--------	---------

附 則

この規則は、平成二十一年一月一日から施行する。

(教職員課)

栃木県教育委員会規則第二十八号

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

栃木県教育委員会

栃木県立学校の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

栃木県立学校の授業料等に関する規則（昭和二十八年栃木県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二を削る。

第十七条第二項中「又は第十五条の二」を削る。

別記様式第一号中「転出」を「退学」に改め、「規程第15条による減免を申請する者であつては」及び「規程第15条の2による減免を申請する者であつては教育長が定める条件に該当する状況を、」を削る。

附 則

- この規則は、平成二十一年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 施行日の前日において県立の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程に在籍し引き続き施行日において在籍する者又は施行日の前日において高等学校に在学し施行日以後に県立の高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程に転入学若しくは転籍をする者に係る授業料又は受講料の減免については、なお従前の例による。

(学校教育課)

栃木県教育委員会訓令第四号

県立学校

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

栃木県教育委員会

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令

栃木県立学校文書等取扱規程（平成十三年栃木県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表栃木県立鹿沼農業高等学校の項の次に次のように加える。

栃木県立鹿沼商業高等学校	鹿 沼 高
--------------	-------

附 則

この訓令は、平成二十一年一月一日から施行する。

(教職員課)